

セーフティネット認定の要件となる減少率

【5号】5%（伴走支援型特別保証制度を利用する場合の減少率は15%以上）

【4号】20%

【危機関連】15%

セーフティネット認定申請書添付書類（4号、5号、危機関連共通）

※4号認定、5号認定、危機関連認定を同時に申請する場合、それぞれの認定申請に一揃えの添付書類が必要です。

- ① 直近1ヶ月分の純売上高が分かる書類
- ② 直近1か月分後2か月分の純売上高が分かる書類
- ③ ①の時期に対応し、かつ新型コロナウイルスの影響を受ける前の年の純売上高が分かる書類
- ④ ②の時期に対応し、かつ新型コロナウイルスの影響を受ける前の純売上高が分かる書類

※①から④の書類は欄外に「認定申請日、申請事業所名、代表取締役氏名、原本と相違ありません。」と記入し、**会社の実印**を押印する。

- ⑤ 会社の実印
- ⑥ 会社の印鑑証明証（大阪法務局で取得）
- ⑦ 会社登録簿の履歴事項全部記載証明書（大阪法務局で取得）
- ⑧ 委任状（代理人が申請する場合に限る。委任状は任意様式。ただし、委任者（申請事業所の実印押印が必要）

①～④の例を裏面に記載しています。

新型コロナウイルスの影響を受ける前の年の確定の仕方

例) 月末に売上が確定する事業所が令和3年4月に認定申請した場合

- ① 直近1か月の純売上高＝令和3年3月分（実績）
- ② 直近1か月分後2か月分の純売上高が分かる書類
＝令和3年4月分（見込）、令和3年5月分（見込）

=====

- ③ ①の時期に対応し、かつ新型コロナウイルスの影響を受ける前の年の純売上高
- ④ ②の時期に対応し、かつ新型コロナウイルスの影響を受ける前の純売上高

A	a 令和2年3月分単月の純売上高
	b 令和2年3月分＋令和4月分＋令和5月分の純売上高
	いずれも新型コロナウイルスの影響を受けていなかった
	（売上減少率が5%未満である）場合
	③＝令和2年3月分（実績）
	④＝令和2年4月分（実績）、令和2年5月分（実績）

B	a 令和2年3月分単月の純売上高
	b 令和2年3月分＋令和4月分＋令和5月分の純売上高
	いずれか又はいずれも新型コロナウイルスの影響を受けていた
	（売上減少率が5%以上である）場合
	③＝平成31年3月分（実績）
	④＝平成31年4月分（実績）、令和元年5月分（実績）